



議案第十七号

三朝町工場設置奨励条例の一部改正について

次のとおり三朝町工場設置奨励条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年三月廿三日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町工場設置奨励条例の一部を改正する条例

三朝町工場設置奨励条例（昭和四十五年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は増設」を削る。

第二条第一項中「、又は増設し」及び「ただし、増設の場合は増設の部分の施設に対しこれを適用する。」を削り、同条同項第一号中「五百万円以上」を「二千万円以上」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

（奨励金の額）

第三条 奨励金の額は、当該工場及びその敷地（新設者の所有に係るものに限る。）の固定資産に対して、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）第五十四条第一項の規定により課する固定資産税の三箇年分の額に相当する額を限度として町長が定める。

(奨励金交付期間)

第四条 奨励金は、事業を開始した翌年度から三箇年度を限度とし、各年度に分割して交付する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の規定の適用を受けている者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

(適用除外)

3 この条例による改正前の規定により奨励措置の適用があるものうち、昭和五十五年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に係る増設部分については、適用しない。